

開催日:平成16年12月20日

会議名:平成16年 第5回定例会(第3日 12月20日)

■ 児童虐待防止対策

橋本紀子議員

市民連合議員団の橋本紀子でございます。私は、児童虐待防止対策についてご質問をさせていただきます。欧米では早くから児童虐待は社会問題であるとされてきましたが、我が国で児童虐待が問題になったのはこの10年です。法律で禁止されたのは2000年です。2000年5月17日に児童虐待防止法が制定され、児童に対する虐待の防止と虐待される子どもの早期救済が目指されることになりました。ここでは、虐待を、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、そして食事を与えない、不潔にする、閉じ込める、放置するなど、のネグレクトと定義を明確にし、児童相談の迅速な対応を図ることとされました。また、教職員や医師、弁護士などに早期発見の努力義務を、さらに児童虐待を発見した人にも通告を求めることになりました。その結果、虐待相談は1995年の2,700件に比べると、2003年は2万7,000件で10倍、法制定前年の1999年の2倍にもなっています。さて、ことしに入ってから、毎日のように新聞の一隅に児童虐待に関する記事が報道されるほど、児童虐待の事件が後を絶ちません。このような中、ことし2つの子どもに関する法律が改正され、10月から改正児童虐待防止法が、また来年4月からは改正児童福祉法が施行されます。改正児童虐待防止法の主な改正点として、1つは児童虐待の定義がより明確にされ、保護者が同居人の行う児童虐待に当たる行為を放置した場合や、配偶者に対する暴力など、児童が家庭内で目にする間接的な暴力も児童虐待に含まれることが明記されました。2つ目は、児童虐待を受けた児童の適切な保護が行えるための研修対象者が児童相談所等の職員から、学校の教職員、児童福祉施設の職員、その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者となり、学校の教職員が研修の対象者として明記されております。改正の3つ目は、虐待を受けた児童を発見した場合に課せられていた通告義務が、虐待された児童から虐待を受けたと思われる児童とされ、虐待のおそれがある場合へと拡大されました。また、改正法の目的では、児童虐待が児童の「人権を著しく侵害し」という言葉と「我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことから」と文章が挿入され、また児童虐待を受けた児童の「保護」に「自立の支援」を加えることで、自立に至るまでを通して、国と自治体が責務を負い、総合的に取り組むこととされたことなどは、児童虐待をいち早く社会問題ととらえて、総合的に対応を展開してきた欧米によろやく一歩でも近づけたのではないかと思います。そこで、お伺いをいたします。質問の1つ目の1番は、通告義務の拡大により、これまでより一層の相談件数の増加が予測

されます。10月以降まだ2か月余りしかたっておりませんが、どのような傾向にありますか、またどのような体制で対応されていますか。2つ目は、学校は児童虐待の防止のための教育または啓発に努めなければならないものとするのが明記されましたが、教育委員会は、今後、学校が取り組まなければならない課題をどのようにとらえておられますか。以上が1問目です。よろしくお願いします。〔福祉部長（立花正三）登壇〕

福祉部長(立花正三)

橋本紀子議員の児童虐待防止対策につきましてお答え申し上げます。他部局にわたりますお尋ねでございますので、答弁調整の上、私よりご答弁申し上げます。まず、通告義務の拡大に関してのお尋ねでございますが、ご案内のとおり、児童虐待の防止等に関する法律の一部改正に伴いまして、児童虐待を受けたと思われる児童も通告義務の対象とされ、児童虐待にかかわる通告義務の拡大が図られたところでございます。相談件数の傾向につきましては、平成16年10月1日からの施行ということでございますので、現段階におきましては、吹田子ども家庭センターと連携を図るとともに、保健センターや学校教育部指導課等、14機関から成る高槻市児童虐待防止連絡会議を通じまして、把握に努めているところでございます。また、児童虐待の防止に向けた体制につきましては、今回の改正も踏まえまして、吹田子ども家庭センターとの日常的な連携と、高槻市児童虐待防止連絡会議によるネットワークの強化を図り、対応に努めているところでございます。また、今回の改正に伴います学校の課題についてのお尋ねですが、従来にも増して教職員一人一人が危機意識を持ち、日常的に児童生徒の状況把握に努めること、また教職員が児童虐待に関して疑わしい事案を発見した場合は、問題を学校全体で共有し、組織的な対応を行うとともに、子ども家庭センターに速やかに通告を行うこと。また、通告後も、高槻市児童虐待防止連絡会議を初め、個々の関係機関とも連携し、本人の自立及び家庭支援を継続的に行うことが重要であると認識いたしているところでございます。以上でございます。

橋本紀子議員

ありがとうございました。改正に伴う相談件数の傾向につきましては、ご答弁のとおり、まだ2か月余りですから、ただいま把握中ということでございます。改正を踏まえて、吹田子ども家庭センターの連携と、高槻市児童虐待防止連絡会によるネットワークの強化をされているということでした。そこで、質問の2つ目ですけれども、虐待の未然防止、早期発見に対し、どのような対策をとられていますか。また、今後の取り組みについてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。2点目は、教育委員会が法改正を受けて、各学校への指示及び学校長に指導されている内容はどのようなことでしょうか。また、学校の教職員が研修の対象者として明記されましたが、研修の実施状況はどのようになっているでしょうか。また、第5条に、学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、

児童虐待の防止のための教育または啓発に努めなければならない、ということが新設されましたが、保護者への啓発についてはどのように取り組まれていますか、お尋ねしたいと思います。

福祉部長(立花正三)

児童虐待の未然防止、早期発見についてのお尋ねでございますが、平成16年度におきます高槻市児童虐待防止連絡会議の取り組みといたしましては、研修会の実施、それから関係機関用児童虐待防止の手引の作成、配布、並びにケース会議の開催等に取り組んでまいったところでございます。今後におきましても、法改正の趣旨を踏まえまして、啓発用リーフレットの改訂等を行いまして配布するとともに、実務者レベルの研修も実施するなど、引き続き児童虐待の防止に努めてまいりたいと、かように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

学校教育部長(米津俊司)

児童虐待防止に関する教育委員会へのご質問にお答え申し上げます。教育委員会として、これまでに学校長に対し指示及び指導してきた内容は次のとおりでございます。1つ、虐待や虐待が疑われる場合は、組織的に対応すること。2つ、虐待事例を発見した場合や、その疑いのある場合は、子ども家庭センターに明確に通告し、通告後の連携も緊密に継続すること。3つ、不登校の状況にある児童生徒について、虐待の背景があるかどうかの視点を持ち、正確な実態把握に努めることなどについて指示をしたところでございます。さらに、これに加え、本年7月の校長会におきまして、児童虐待防止法の主な改正点や学校と子ども家庭センターがスムーズに連携を行うための基本的なルール等について詳しく説明し、その内容についてはすべての教職員に周知徹底するよう指示したところでございます。教職員研修につきましては、本年度、教育センターで5回実施いたしております。保護者に対しましては、高槻市児童虐待防止連絡会議が作成いたしましたリーフレットを配布し、児童虐待の早期発見と防止に努めるよう啓発を行ったところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

橋本紀子議員

3点目は、要望にさせていただきたいと思ひます。虐待を起こすときは、夫婦関係や経済的な問題など、生活の中のさまざまなストレスや育児の支援がなかったり、近所とのつき合いがなく孤立したときや、また、子ども自身に障害があったり、育てにくかったり、イメージどおりに育たないとき、また、親自身が精神的な問題を抱えて、子どもにまで気持ち向かないことなどが引き金になると言われます。このような状態は、少子化も一因となって、どこにでも存在していることを考えれば、児童虐待はいつでも、どこでも、だ

れにでも、だれからでも起こり得ることとしてとらえていかなければなりません。虐待の問題を特別な親子の問題ととらえる限り、この問題の解決にはつながりません。虐待を特化して何とかしようと思っても対処療法的で、後から後からわいてきているのが現状です。そこで、基盤になるのは子育て支援です。虐待防止と子育て支援はコインの裏表の関係にあると言われます。未然防止、早期発見について先ほどお答えをいただきましたが、少子化の中で、地域の子育て力が落ちていると言われていた今、行政が予防的役割として、地域再生を支援していく中での、地域ぐるみの努力も大切です。栃木県小山市の事件では最初にコンビニの方が通報していましたが、このような地域の拠点も大いに活用されるべきだと考えます。そのためには、啓発活動を積極的に行うことが求められます。啓発については、先ほどリーフレットの発行、配布をされているというご答弁でした。それも大切なことです。が、自分の問題でもあり、みんなの問題であるという関心がなければ、十分な効果も期待できません。10月の児童虐待防止法改正を受けて、ただいま相談件数の把握をされているということですから、その推移を見ながら、顕著な変化がない場合でも、実際に虐待がないのか、あるいは通告義務の拡大について法改正の趣旨が周知されているのかいないのかを検証していただきたいと思います。また、実務者レベルや教職員への研修が実施されているということですが、ぜひ市民に対する研修会も多く開催していただきたいと思います。地域における早期発見、未然防止について、地域住民の責務をさらに啓発することは、法整備に家庭や社会の意識が追いつき、子どもの人権を守るという市民一人一人の意識が醸成されることだと思えます。また、未然防止や早期発見の学校、幼稚園、保育所等での役割は言うまでもなく大きいのですが、本年1月に岸和田の事件が起きた直後もきめ細かな指示、指導がなされたことは、文教市民委員会でもご報告があったとおりです。その役割の重要性を考えますと、今後、学校などでは気になる家庭への家庭訪問や地域の既存機関との連携、また教職員間のネットワークなどのキーパーソンとして、スクールソーシャルワーカーの設置なども検討すべきではないかと考えます。さらに、児童虐待の対策強化を主な柱とします改正児童福祉法が11月26日に国会で可決され、来年4月から施行されます。改正法は児童相談所に集中する子どもに関する相談を市町村の業務として位置づけ、児童相談所は深刻な虐待への対応や市町村支援に専念させることとしています。また、都道府県と政令指定市に限られていた児童相談所の設置は、2006年から中核市でも可能となります。この法律で、児童とは満18歳に満たないものを言い、児童を、1、乳児満1歳に満たない者、2、幼児満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者、3、少年小学校就学の開始から満18歳に達するまでの者としています。早期発見の重要な機関である保健所は、母子保健の分野で積極的に取り組んでおられますが、就学前が主な対象です。乳幼児、学童から18歳までを通して相談に乗れる常設の機関が今何よりも必要だと思えます。決算委員会での質問にもありましたが、今でも100件を超える相談件数を抱えて、それぞれの領域で一生懸命取り組まれており、高槻ではこれまで大きな問題が起きていないことは、ご努力の成果のあらわれだと思います。

しかし、14の機関から成る連絡会議の開催については、なかなか容易ではないだろうと察します。支援のコーディネートや相談業務の継続性には、窓口を一元化し、常設の相談機関の設置が最も有効だと思います。豊中市では、今年度、一つの事件をきっかけに子ども家庭相談室を設置し、専門の職員を配置して取り組みを強化されたと聞いています。児童虐待は大変難しい問題ですが、大変重要な課題です。子どもの小さな命を守ることは社会や大人の責任です。4月からの改正児童福祉法施行を受け、ぜひ家庭、子どもの側に立った、子どもの人権を守る視点での児童虐待防止対策の取り組みを進めていただきますよう要望して、私の質問を終わらせていただきます。